■ 学修成果の評価

【大学】

関東学園大学学則(抜粋)

(試験及び成績の審査)

第14条 所定の授業科目を履修した者に対し、原則として毎学期末に試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

- 2 成績の審査は $A \cdot B \cdot C \cdot D$ の 4 等とし、C 以上を合格とする。
- 3 試験及び成績の審査に関する細則は別に定める。

履修細則 (抜粋)

- ・ 定期試験は、原則として筆記試験とし、前期後期の2回行う。
- ・ 試験の成績は $A \cdot B \cdot C \cdot D$ であらわし、 $A \cdot B \cdot C$ を合格とする。

A····100~80 点

B···· 79~70点

C···· 69~60 点

D・・・・ 59 点以下

通年科目の前期試験の成績は、素点又は $A \cdot B \cdot C \cdot D$ をもって、学年度末の総合評定は、 $A \cdot B \cdot C \cdot D$ をもってあらわす。前(後)期で修了する科目については、 $A \cdot B \cdot C \cdot D$ をもってあらわす。

- ・ 単位の認定は、原則として定期試験によって行う。
- ・ 単位を認定された授業科目は、再履修することはできない。
- 次の場合は試験を受けることができない。
 - (1) 授業料その他緒納付金を未納の場合。(延納者受験許可の者を除く)
 - (2) 著しく欠席が多く担当教員から受験を禁じられた場合。
 - (3) 当該授業科目の試験開始時刻に 20 分以上遅刻した場合。 ただし、その遅刻が真にやむを得ない理由によるものと認められた場合は、願い出によりあらためて追試験を受験することができる。
 - (4) 履修届出のない授業科目の受験。